

内子町監査基本計画

監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施するため、内子町監査基準第7条の規定に基づき、令和6年度において実施すべき監査等の基本的な概要計画を次のとおり定める。

1 監査等の基本方針

本町においては、「内子町行政改革大綱」及び「内子町行政改革集中改革プラン」に基づき、健全財政化を推進するため、これまでも積極的に行財政改革に取り組んできたところであるが、地域経済の疲弊する厳しい状況等を背景に、その進捗状況に対して町民から向けられる視線は依然として厳しいものがある。

不透明かつ流動的な時代である昨今、地方分権を一層推進し、分権型社会を確実なものにしていくためにも総力を挙げて改革に取り組むとともに、町民に対して適切に説明責任を果たし、その取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すなど、町民の理解と信頼を得ることが重要である。

令和6年度の監査等に当たっては、本町のおかれている極めて厳しい財政状況を十分認識し、常に町行政全般の動向に注視し、事務事業の執行が予算、議決及び法令等に基づいて行われているか、また事務事業が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意し、積極的かつ指導的に実施する。

併せて、「町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち」内子の実現に向け、「内子町第2期総合計画」に掲げる重点施策 ミライ・プランを積極的に推進しているかという観点からも検証する。

2 監査等の実施方針

令和6年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別紙「内子町監査実施計画」において定める。

監査等の実施に当たっては、効率性、経済性、有効性の3つの観点から費用対効果を念頭においた精度の高い監査に努めることとし、これまでの監査等で得た情報を活用するなど相互の連携を強化し、効果的な監査を行うとともに、監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めていく。

（1）財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

令和6年度の町の財務に関する事務の執行（予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行）及び経営に係る事業の管理（公営企業会計による事業のように収益性を有する事業の運営全般）が、適法、適正かつ効率的

に行われているかを主眼とし、効率性、経済性、有効性の観点にも留意して実施する。

監査の実施に当たっては、各部局に対し、重点的に監査を行う事業または事項をあらかじめ設定する。

(2) 工事監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

令和 5 年度に町が実施した道路や建物などの工事が、計画、設計、積算、施工等の各段階において、不経済な支出や施工不良がないかなど、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、効率性、経済性、有効性の観点にも留意して実施する。

監査の実施に当たっては、各部局に対し、重点的に監査を行う事業または事項をあらかじめ設定する。

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に、毎月末における計数の正確性を確かめ、現金の保管状況の可否、当否を検査し、現金残高を実査し、現金の残高の確認を行う。

(4) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

当該年度の決算書及び証憑書類、その他関係書類の正確性を検証するとともに、予算の執行、財政の運営、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、諸帳簿等との突合、内容の適否、歳入額等の確認、歳出の執行状況等総合的に審査し、決算の計数の確認だけでなく、収入支出の法令、予算に対する適合性、全般的な財政運営の適正性等はもとより、行政事務が法令等に従って適正に行われ、かつ行政効果がどうであったかという点に留意して実施する。

(5) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

定額資金運用基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、その設置目的に沿って適正かつ効率的、計画的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(6) 健全化判断比率等審査（健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(7) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

長が作成した内部統制評価報告書について、長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

(8) 上記以外の監査等

上記以外の監査等については、実施事由に応じてその都度決定し、実施する。

3 監査等の実施計画

監査等の実施計画は、別紙「内子町監査実施計画」のとおりとし、必要に応じて変更し、または追加する。

4 監査等の着眼点

実施計画において定める監査等の着眼点は、内子町監査基準第7条に基づき定める。

5 監査日程

監査日程は、次のとおりとする。

なお、詳細については、その都度通知する。

年月	監査等の種類
令和6年 4月	令和5年度 3月分例月現金出納検査
5月	令和5年度 4月分例月現金出納検査（出納整理期間分） 令和6年度 4月分例月現金出納検査
6月	令和5年度 5月分例月現金出納検査（出納整理期間分） 令和6年度 5月分例月現金出納検査 令和5年度 決算審査（公営企業会計）
7月	令和6年度 6月分例月現金出納検査 令和5年度 決算審査（一般会計・特別会計） 令和5年度 基金の運用状況審査 令和5年度 健全化判断比率等審査 令和5年度 工事監査
8月	令和6年度 7月分例月現金出納検査
9月	令和6年度 8月分例月現金出納検査
10月	令和6年度 9月分例月現金出納検査 令和6年度 財務監査 令和5年度 内部統制評価報告書審査
11月	令和6年度 10月分例月現金出納検査
12月	令和6年度 11月分例月現金出納検査
令和7年 1月	令和6年度 12月分例月現金出納検査
2月	令和6年度 1月分例月現金出納検査
3月	令和6年度 2月分例月現金出納検査